随意契約結果(物品等) 第1四半期分

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	平成31年度 ウッドチップ 概算買入	43造園材料	満潮鮮魚 奥野 義 彦	1,944,000	4月1日	8号(特名)	動物飼育でかかすことができない物 品のため唯一履行実績のある者と契 約	ı
2	行政手続法追録ほ か14点概算買入	51図書	(株) ぎょうせい	1,675,316	4月1日	2号	G8	-
3	西淀公園ほか5公園複合 遊具修繕	設備修繕	㈱コトブキ	1,263,600	6月3日	2号	G 3	-
4	杭全公園ほか5公園 遊具修繕	設備修繕	㈱コトブキ	1,107,000	6月3日	2号	G 3	_
5	鶴満寺公園ほか2公園遊具 修繕	設備修繕	タカオ㈱	1,909,656	6月14日	2号	G 3	ı
6	浮田公園複合遊具 修繕	設備修繕	(有)プレイネッ ト	1,188,000	6月13日	2号	G 3	-
7	本庄公園ほか2公園スイング遊具修繕	設備修繕	日都産業㈱	1,578,960	6月13日	2号	G 3	-
8	平野下水処理場汚泥溶融炉 場内返送水配管修繕(緊 急)	設備修繕	三菱化工機㈱	1,512,000	5月30日	5号及び6号	G11及びG28	_
9	駐車場共通回数券ほか2 点印刷	08特殊印刷	アマノ株式会社	1,542,240	6月18日	2号	G 3	_

随意契約理由書

1 案件名称

平成31年度 ウッドチップ 概算買入

2 契約の相手方

満潮鮮魚

3 随意契約理由

本件は、天王寺動物園のウッドチップを購入するものです。

ウッドチップは草食動物の床材として使用しており、飼育において主要な品目のひと つであり、草食動物を安全に飼育管理するために欠かせないものです。

上記案件については、事後審査型制限付一般競争入札で平成31年2月15日公告し、3月 11日に開札を行いましたが、不調となりました。

上記製品は動物飼育をするにあたって必要不可欠なものであるため、契約を途切れさせることはできません。また、再度の入札に付する時間的余裕もありません。

以上のことから、履行実績及び価格等を勘案のうえ調査したところ、現在契約中である業者において対応可能であると確認できたため、上記業者と随意契約を依頼します。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第8号

5 担当部署

建設局公園緑化部天王寺動物公園事務所 管理課

随意契約理由書

- 1 案件名称 行政手続法追録ほか14点 概算買入
- 2 契約相手方 株式会社ぎょうせい
- 3 発行元 株式会社ぎょうせい
- 4 随意契約理由

今回購入する図書は、すでに購入している図書の追録分であり、事務参考用に使用するものであるが、出版元である下記業者が、納品のほかに差替え作業を速やかに履行できる唯一の業者であるため。

5 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約理由書

1 修繕名称

西淀公園ほか5公園複合遊具修繕

2 契約相手方

株式会社コトブキ

3 随意契約理由

本件は、西淀公園、三国西公園、松山公園、小松公園、井高野公園、東淡路町公園に 設置されている複合遊具の修繕を行うものである。

現在、以下の公園の遊具において、一部が破損している。

西淀公園、三国西公園、松山公園、小松公園、井高野公園、東淡路町公園の複合遊具 スライダー裏のフラットバーが、経年劣化により破損している。

井高野公園の複合遊具傾斜付き踊り場のラバー部が経年劣化により浮き上がり、危険な凹凸や指が入る隙間が生じている。

以上の公園において、来園者に継続的に安全な遊具として提供する必要があることから、修繕を行うものである。当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 十三公園事務所